

平成22年11月
警察庁交通局

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、自動車の保管場所証明の申請等についての申請者の負担を軽減するため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」の改正を行うもの

2 内容

- (1) 自動車の保管場所証明の申請等を行うに当たり、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合には、所在図（ 1 ）の添付を省略することができることとする（ 2、 3 ）。
- (2) 上記改正に伴い、様式の変更等所要の規定を整備する。
- (3) 施行期日は平成23年7月19日とする。
 - 1 所在図：自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置並びに保管場所付近の道路及び目標となる地物を記載した書面
 - 2 現行規則においても、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置の変更を伴わない申請については所在図の添付を省略することができるが、今回の改正はこの範囲を拡大するもの
 - 3 現行規則と同様、特に必要な場合は、警察署長が所在図の提出を求めることができることとする。